

平成19年度財務監査(2) 監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定により、平成19年度財務監査を下記のとおり実施したので、同条第9項の規定に基づきこれを提出する。

あわせて、同条第10項の規定に基づき監査委員意見を付する。

なお、関口和雄前監査委員および西川康彦前監査委員が本監査の執行に関与し、藤井たかし監査委員および吉田ゆりこ監査委員が本監査の結果決定の合議に関与した。

記

1 監査の時期

平成19年5月21日から同年6月4日までの間において実日数10日間

2 監査の対象

区民生活事業本部 経営課

区民生活事業本部 区民部

ア 戸籍住民課(以下の施設を含む。)

・出張所15か所(併設の区民館10か所を含む。)

桜台出張所、第二出張所、第三出張所、第四出張所、第五出張所、第六出張所、第七出張所、第八出張所、光が丘出張所、谷原出張所、関出張所、上石神井出張所、大泉東出張所、大泉西出張所、大泉北出張所

イ 出張所サービス向上担当課

ウ 税務課

エ 収納課

オ 国保年金課

区民生活事業本部 産業地域振興部

ア 経済課

イ 商工観光課

ウ 地域振興課(以下の施設を含む。)

・光が丘区民ホール

・地区区民館8か所(併設の学童クラブ6か所を含む。)

豊玉北地区区民館、北町地区区民館、貫井地区区民館、北町第二地区区民館、大泉学園地区区民館、旭町南地区区民館、関町北地区区民館、光が丘地区区民館

・地域集会所3か所

北町地域集会所、三原台地域集会所、大泉学園町地域集会所

健康福祉事業本部 児童青少年部

ア 子育て支援課(以下の施設のみ) 光が丘なかよし児童館

3 監査の概要

今回の監査は、監査対象部課および課の所管する施設における平成18年度の財務

に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、施設の管理状況が良好かどうかについて実施した。

4 監査の結果

特に是正改善を要すると認められる事項はなかった。

5 監査委員意見

区立施設管理の維持保全体制について

練馬区は、昭和 30 年代から 40 年代にかけての急激な人口増に伴い、多くの区立施設(以下「施設」という。)を建設してきた。しかし、これらの施設も建築してから相当の年数が経過し、今後大規模な改修や改築などが集中する時期を迎えることになる。

このため、平成 16 年 7 月に施設白書を作成し、その後平成 18 年 1 月には区立施設改修改築計画<平成 18 年度(2006 年度)~22 年度(2010 年度)>が策定された。この計画では、施設の機能を十分に発揮させ安全で快適なものとするとともに、少しでも長く活用して施設設備の費用負担を軽減するため、劣化点検や保守等施設の維持保全についても計画的な取り組みを行うこととしている。

しかしながら、施設の監査を通じて、それぞれの施設管理の状況を見ると、日常的な施設設備の維持管理や清掃などが十分に行われていない施設が多く見受けられる。また業者への委託についても、仕様書で提出を義務付けている報告書を受領せずに履行確認を行い点検費用の支払いを行っている事例や点検結果報告書そのものが見当たらない事例、仕様書に定められた点検の内容等を確認せず、立会いも十分でない事例、各種点検結果報告書等に記載された指摘事項が放置され管理者に伝わっていない事例など施設の維持管理業務への取り組みが十分でない施設が見受けられる。

以上のような状況が生じている原因として、つぎのことが考えられる。

- 1 施設の管理者が、長期にわたり施設機能を良好な状態に維持するとともに、利用者の安全性や快適性を確保するために各種点検や保守および清掃など施設の維持保全を的確に行おうとする意識が希薄であること。
- 2 施設の維持保全業務を事務職員等が担当することが多いことから、点検すべき建物・設備や点検状況の把握について十分な専門的知識がないこと。
- 3 各種点検の履行にあたって、仕様書に則した業務が行われたかどうかを確認したうえで費用の支払を行うということが施設管理者に徹底されていないこと。

このような現状に対する対応策として、以下のような取り組みについて検討されたい。

- 1 施設管理が各施設の管理者にすべて任されている現状を改善し、施設の維持保全等についての総合的な調整、進行管理および各施設にかかる施設維持管理に関する継続的な指導助言を担う施設管理担当の専管組織を設けること。
- 2 事務職員などに分かりやすく、かつ日常的に活用できる施設管理マニュアルを作成し、その活用のための研修を実施すること。
- 3 各施設における維持管理に係わる各種点検について、保守契約の仕様書写しなどの必要書類を各施設に配布し、その資料に基づき保守点検項目や実施回数などを把握したうえで履行確認を行うよう、施設を所管する各部に周知徹底すること。

(企画部、総務部)